

八 監 第 9 6 号
平成30年 1月19日

***** 様

八戸市監査委員 早 狩 博 規

八戸市監査委員 小 原 隆 平

八戸市監査委員 秋 山 恭 寛

八戸市職員措置請求却下通知書

平成 29 年 12 月 12 日付けで提出された地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条第 1 項の規定による住民監査請求については、下記の理由により却下します。

記

1 請求の要旨

本件住民監査請求における請求の要旨は、以下のとおりであると判断した。

地縁による団体として市が認可した*****町内会の区域に請求人の住所が含まれていないことは、請求人の住所を消し去ったことである。それにもかかわらず市は、住民税（市民税・県民税）（以下「住民税」という。）を違法に徴収し、請求人に対し過誤納金の還付及び損害賠償の支出義務を負ったため、法第 242 条第 1 項の規定に基づき必要な措置として次のとおり求める。

- (1) 請求人に対し地方税法(昭和 25 年法律第 226 号) 第 17 条の 4 の規定により還付加算金を付して過誤納金の還付をすること。
- (2) 平成 19 年度から平成 25 年度の請求者の各年度の住民税額を平成 26 年度から平成 28 年度の平均である 36,000 円と算定し、各課税年度の翌年度 4 月 1 日を遅延損害発生日として、年 5 分の割合による遅延損害金を加算して請求者に支払うこと。
- (3) *****町内会の地縁による団体としての認可は無効であるため、認可申請の棄却の告示をして請求人に正規の住民税を課すこと。

2 却下の理由

法第 242 条第 1 項の規定によれば、住民監査請求は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担（以下「財務会計上の行為」という。）があると認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるときは、これらを証する書面を添え、住民が監査委員に対し、監査を求め、当該財務会計上の行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該財務会計上の行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体のこうむった損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを求めることができる制度とされている。

本件請求は、市が請求人の住所を消し去ったにもかかわらず、住民税を違法に徴収したため、請求人に対し過誤納金の還付及び損害賠償の支出義務を負ったとして必要な措置を求めているものであり、請求の前提として、市が請求人の住所を消し去ったことを主張している。

しかし、住民監査請求の住所要件について、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 12 条の 2 第 1 項の規定に基づき請求人の住民票の写しを確認したところ、当市の住民基本台帳に記録があるうえ、*****町内会が地縁による団体として認可された平成 19 年 3 月 1 日以降に、住民基本台帳の記録から除かれた事実がないことが判明した。

したがって、市が請求人の住所を消し去ったとする主張には事実誤認があり、これを前提とした「市が住民税を違法に徴収したため、請求人に対し過誤納金の還付及び損害賠償の支出義務を負った」との主張は認められない。